

議 第 56 号

平成26年 2 月 21 日提出

熊本市植木地域整備基金条例を廃止する条例の制定について

熊本市植木地域整備基金条例を廃止する条例を次のように制定する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市植木地域整備基金条例を廃止する条例

熊本市植木地域整備基金条例（平成22年条例第111号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（提出理由）

植木地域整備基金を廃止するため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。